

## 議案第48号

### 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

【議案提出担当課：総務課】

文化財の計画的な保存及び活用の更なる推進を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、文化財に関する事務を教育委員会から町長部局に移管し、町長部局が所管する景観、まちづくり、観光振興等に関する施策と総合的かつ一体的に取り組むため、本条例を制定するものであります。

#### 1. 制定内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律による職務権限の特例に関する規定に基づき、文化財の保護に関する事務は、町長が管理及び執行することとします。

#### 2. 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

##### (2) 経過措置

この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分、手続その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、町長が行った処分、手続その他の行為又は町長に対してされた申請その他の行為とみなします。

##### (3) 関係事務等に係る条例の一部改正

本条例により町長が管理及び執行等を行うこととなる関係事務等に係る条例について、次のとおり改正します。

###### ① 斑鳩町文化財保護条例（平成4年3月斑鳩町条例第14号）の一部改正

ア 関係事務等の管理及び執行等に係る者の規定について、教育委員会から町長に変更します。

イ 斑鳩町文化財保護審議会の庶務担当部局に係る規定について、教育委員会事務局から都市建設部地域振興課に変更します。

② 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例（平成18年6月斑鳩町条例第24号）の一部改正

史跡中宮寺跡整備検討委員会の庶務担当部局に係る規定について、教育委員会事務局から都市建設部地域振興課に変更します。

③ 斑鳩町文化財活用センター条例（平成21年12月斑鳩町条例第22号）の一部改正

ア 斑鳩町文化財活用センターの運営に係る規則を定める者の規定について、教育委員会から町長に変更します。

イ 斑鳩町文化財活用センター運営委員会の運営に係る規則を定める者の規定について、教育委員会から町長に変更します。

④ 春日古墳調査検討委員会条例（平成27年3月斑鳩町条例第2号）の一部改正

春日古墳調査検討委員会の庶務担当部局に係る規定について、教育委員会事務局から都市建設部地域振興課に変更します。

⑤ 斑鳩町史編さん委員会設置条例（平成28年3月斑鳩町条例第2号）の一部改正

斑鳩町史編さん委員会の庶務担当部局に係る規定について、教育委員会事務局から都市建設部地域振興課に変更します。